

## 第 50 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
豊後大野市俣楽の郷伝承体験館
  
- 2 指定管理者となる団体  
所在地 豊後大野市緒方町馬場 388 番地 1  
名 称 NPO 法人おくぶんごツーリズム研究所
  
- 3 指定期間  
平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

平成 30 年 3 月 23 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

豊後大野市俣楽の郷伝承体験館の指定管理者として NPO 法人おくぶんごツーリズム研究所を指定したいので、この案を提出するものである。